



海洋環境保全に関するカナダ案について : 海の環境保護と国際法 (二)

芹田, 健太郎

(Citation)

神戸商船大学紀要. 第一類, 文科論集, 22:1-53

(Issue Date)

1973-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0035372>



海洋環境保全に関するカナダ案について

——海の環境保護と国際法(二)——

芹 田 健 太 郎

はしがき

一、海洋環境保全に関するカナダの作業文書

(一) 総合的アプローチの基本

(二) 海洋法会議による審議のための条約条項草案のための基本原則

二、総合的海洋汚染条約のためのカナダの暫定草案(一九七三年三月)

は し が き

海の環境保護に関しては、いわば海洋大国によって立つIMCO的アプローチと、カナダが特に主唱する国連人間環境会議が生み出した人間環境宣言を土台にしたいわば人間環境会議的アプローチがあると言えよう。IMCO側のアプローチを垣間見るため私は一九五四年の海水油濁防止条約と一九六九年の介入権条約を簡単に検討した。⁽¹⁾

またIMCOが今秋に予定している海洋汚染国際会議に提出する条約案も本年二月十二日―三月二日に開催された

海洋環境保全に関するカナダ案について

準備会議によって最終草案が成立したが、⁽²⁾これについては別の機会に紹介する予定である。⁽³⁾そこで本稿では、人間環境会議的アプローチを代表するカナダの主張を詳細に見て行きたいと思う。

(1) 拙稿「油による海洋汚染の防止と国際法—海的环境保護と国際法」(本学紀要・文科論集・第二十一号)

(2) Report of the Preparatory Meeting to the Maritime Safety Committee *Draft text of an International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973* (IMCO PCMP/8/3 7 March (1973))

(3) 拙稿「一九七三年IMCO海洋汚染防止条約案」(海事産業研究所報 No. 86, 1973. 8)

一 海洋環境保全に関するカナダの作業文書

海底平和利用委員会は、一九六八年十二月三十一日の総会決議二四六七A(XXIII)によって、三十五国からなるアド・ホック委員会から四十二国からなる常設委員会へと改組されて成立し、一九七〇年十二月十七日の総会決議二七五〇C(XXV)によって、八十六国(現在九十一国)から構成されるものとされた。そこで委員会は、一九七一年三月、それまでの法律小委員会、経済・技術小委員会にかえて、三つの小委員会を設けて作業分担を決めた。⁽¹⁾海洋環境の保全、海洋環境の汚染の除去・防止等の問題は、第三小委員会が扱っている。

さて、ここで詳細に検討するカナダの作業文書は、委員会の一九七二年の夏会期(七月一七日—八月一八日)に第三小委員会に対して提出されたものである。⁽²⁾なお、第三小委員会は、会期中の七月二八日海洋汚染に関する作業部会(a working group on marine pollution)の設置を決めた。この「第二作業部会」(Working Group 2)の目的は、海洋環境の保全と海洋汚染の防止に関する条約草案作成の基礎となるテキストを作成することである。この

部会は、日本のほか、米・英・ソ・加など三十三国によって構成される。⁽⁸⁾

カナダの作業文書は、一、目的、二、総合的アプローチの基本 (Elements of a Comprehensive Approach)、三、海洋法会議による審議のための条約条項草案のための基本的原則、四、陸起源の海洋汚染源 (land-based sources of marine pollution) に関する新たな措置、によって構成されている。しかし、一および四は、単なる「はしがき」と「あとがき」にすぎない。この作業文書の目的は、海洋汚染に関する作業部会の作業の焦点を合わせることであり、海洋環境の保全と海洋汚染の防止・取締りに対する総合的アプローチの一般的な輪郭を与えることであり、そして、海洋法会議による審議のための条約条項草案のための基本的原則の輪郭を画くことである。以下で二と三を詳細に見ていこう。

- (1) *Report of the Committee on the Peaceful Uses of the Sea-Bed and the Ocean Floor beyond the Limits of National Jurisdiction*, GAOR: 26th sess., Suppl No. 21 (A/8421), para. 19.
- (2) The Canadian working paper on preservation of the marine environment in *Report of the Committee on the Peaceful Uses of the Sea-Bed and the Ocean Floor beyond the Limits of National Jurisdiction*, GAOR: 27th sess., Suppl. No. 21 (A/8721), pp. 213-236. Originally issued as document A/AC.138/SC. III/L. 26.
- (3) *Ibid.*, A/8721, para. 206.

(一) 総合的アプローチの基本

(1) 総合的アプローチの定義

海洋環境の保全に対する総合的アプローチは、陸起源 (land-based) であれ海起源 (marine-based) であれ、海洋環境保全に関するカナダ案について

すべての海洋汚染源に向って協同して立ち向うこと (a concerted attack) を意味し、次のことを要求する。

—— 広範な国内的・国際的措置で、それぞれが解決すべき問題に対して適切であり、かつすべての関連する科学的、経済的、法的その他の要件を考慮に入れた学際的 (interdisciplinary) アプローチに基づく措置

—— 海洋環境の不可分性と全体としての生物界 (the biosphere) とそれとの関連性を考慮に入れたこうした国内的・国際的措置の調和化

—— 上述の措置の実効的实施を確保するため国内機関・国際機関の間に任務を割り当て、調整すること。

(2) 総合的アプローチの適用

こうした総合的アプローチを海洋法会議によって実施するとしても、それは必ずしも海洋汚染のすべての面を取り扱う唯一の条約文書を作成することを意味するものではないし、また、IMCOのような専門機関が海洋汚染防止のため技術指向的な (technically-oriented) 標準・措置を作成するに際して重要な役割を持っていないということとを意味するものでもない。不可欠なことは、個別特殊的文書(条約)の数がいくらであれ、それらが「一緒になつて、首尾一貫した統一的なすべてを包括した条約システム (a coherent, uniform and all-embracing treaty system) を形づくるべきである、ということである。

海洋法会議は、基本的原則の形で一つの「親条約」または「傘条約」(a “master” or “umbrella” treaty) を作成することによってこうしたシステムのための要石^{かんいし}を置くことができよう。この基本的法原則は、

——海洋環境保全に関して一般的目標と国家の一般的権利義務を設定し、

——これらの一般的目標を達成する意図をもつ個別的専門的条約の作成とこれへの加入とに対する一般的約束を
確認し、

——海洋環境保全のための国内的・国際的措置を一層発展させることに対し共通の方向性と刺激を与え、そしてこ
うした措置（既存のものであれ予定のものであれ）の間に、内容・実施双方にわたって、有機的繋がりを設け、
——こうした（条約）文書に共通な若干の問題、たとえば、強制、賠償、等のための統一規則を定める、ようなも
のである。

(3) 総合的アプローチ…陸起源の汚染源

総合的アプローチは必然的に陸起源の海洋汚染源を取り扱う措置（特に大気を経由して海に入る経路を認定するもの）を含むのであるが、必ずしも海底平和利用委員会と海洋法会議はこうした措置を作成するための最上の討議場^{フォーラム}というわけではない。海洋法は、海での活動とこの活動に関する国家間の関係とを規律するものである。陸に基礎をもつ活動の規整は、たとえこれらの活動が海洋環境に重要なインパクトを有しているとしても（そして事実これは今までのところ最も重要な海洋汚染源を代表しているが）、別種の、特に管理権に関する問題を引き起こすことは明らかである。

そこで、カナダはこの点ではあまり積極的ではなく、陸起源の海洋汚染源を減少させるため国内的な諸措置を海洋環境保全に関するカナダ案について

調和させること、国際的な諸措置を発展させることについてのリーダーシップは、ストックホルム会議で決められた環境事務局がとるべきである、とする。

尚、環境事務局 (the environment secretariat) は、一九七二年十二月十五日満場一致 (二二八:〇:〇) で採択された総会決議三〇〇四 (XXVII) によって、ケニヤのナイロビに置かれることが決定した (Press Release GA/4719 19 December 1972, p. IV-49)。国連と専門機関の本部はすべて北米・西欧の先進諸国に置かれており、この決定は画期的なものである。環境事務局は、同じく同日の総会決議一九九七 (XXVII) (一一六:〇:一〇で採択) で設立が決定され、「環境分野での国際的調整を促進し、適切な場合にはこのための政策を勧告する」こと等を主要な任務とする環境理事会 (Governing Council for Environmental Programmes) を「実質的に支持すること」等がその責任である (Press Release GA/4719, pp. IV-32~35)。

しかしながらカナダは次の点を指摘することは忘れない。

海洋法は、陸起源の海洋汚染源の規整のため直接的重大な含意をもつ諸原則を置くことができるし、またそうすべきである。これらの諸原則は、たとえば、海洋環境を保全する義務と海洋環境汚染防止措置をとる義務である。

このカナダの考えは、本稿の二でみるカナダの総合的海洋汚染条約草案第一条、第二条の提唱となって具体化される。

(4) 総合的アプローチ…海起源の汚染源

主要な海起源の海洋汚染源は、事故によるものであらうと故意によるものであらうと、船舶、固定海洋施設、および海底の鉱物資源の開発とその他の海底の利用である。これらの広範なカテゴリーは更に細分することができるが、しかし海洋法会議が種々の専門機関と相携えて取りかかるべき不可欠な海洋汚染問題を言い表わしている。種々の国の国内立法がそうしているように直接または間接にこれらの問題の種々の面を取り扱う数多くの国際条約—多边的、地域的、二边的条約—が存在している。このカナダの文書では、国内的措置や二边的・地域的取極めを包括的に取扱うのではなく、より広い多边的取極めに中心を置いている。この広い範囲の措置との関係で生じた最も困難な問題点は、措置を規定する (prescribe) 管轄権をもつ権力 (the jurisdictional authority) とその措置を強制する管轄権をもつ権力と関連していた。このカナダの文書は、最近の潮流と発展を考慮に入れてこれらの基礎的問題点に新しいアプローチをするものであり、このアプローチは、旧式の相互排他的カテゴリーを維持することよりもむしろ、相互に合意した原則を基礎にする権力の共有 (a sharing of authority) を強調することによって、沿岸国管轄権と旗国管轄権間の古い争いを解決することを目指すものである。

こうして問題点を端的に指摘するカナダは、過去に何がなされたか、現在何がなされつつあるか、そして将来何がなされるべきか、について簡単に素描する。

A 過去に何がなされたか

(1) 一九五八年の公海条約

海洋環境保全に関するカナダ案について

この条約で海洋汚染問題に関係するのは第二四条と第二五条である。

第二四条「すべての国は、海水の汚濁の防止に関する現行の条約の規定を考慮に入れて、船舶若しくはパイプラインからの油の排出又は海底及びその下の開発及び探査により生ずる海水の汚濁の防止のための規則を作成するものとする。」

第二五条「1 すべての国は、権限のある国際機関が作成する基準及び規則を考慮に入れて、放射性廃棄物の廃棄による海水の汚濁を防止するための措置を執るものとする。」

2 すべての国は、放射性物質その他の有害な物質の使用を伴う活動により生ずる海水又はその上空の汚染を防止するための措置を執るにあたり、権限のある国際機関と協力するものとする。」

第二四条は言うまでもなく、一九五四年のIMCOの「油による海洋汚染防止のための国際条約」（この条約について、拙稿「油による海洋汚染の防止と国際法」本学紀要・文科論集・第二十一号参照）を念頭に置いて作成されたものであるが、この条約への加入義務とか類似の規則の立法化義務とかいうものを設けているものではない。カナダは次のように評価する。

これら二つの条項は、油の排出、海底の開発、および放射性廃棄物の投棄による海の汚染に関して国家の義務を一般的に定めているという点で有益な始まり (a useful beginning) を提供するものである。ただし、これらの義務遂行のためのいかなる詳細な又は特別の規定も設けていない。また強制管轄権や賠償といった問題を扱おうとした条項もない。

カナダの目からすれば、こうした問題こそ中心的な解決さるべき問題点なのである。

(2) 一九五八年の大陸棚条約

第五条七項「沿岸国は、安全地帯において、海洋生物資源を有害物から保護するためにすべての適当な措置を執る義務を有する」。

この条項は、重要な原則を述べているが、大陸棚を開発する目的で設けられた安全地帯内で執られる措置に限定されている点、生物資源にのみ言及されている点、および、沿岸国の義務の実施のための規定を全く含んでいない点で、不完全である。また公海条約のように、他の国家または国民に対してなされた損害の賠償の問題を取り扱っていない。また大陸棚のみを扱っていて、国家の管轄権の限界を越えた海底の開発から生じる汚染を扱っていない。

(3) 一九五四年の油による海洋汚染防止のための国際条約（一九六二年と一九六九年に改正）

この条約は、油および油性混合物の排出を一定の条件下で禁止しているものであり、その詳細については既に検討した（前掲拙稿参照）。この条約によって油の排出を完全に除去するに至っていないことも既に指摘したところである。またこの条約は犯罪の処罰は旗国の排他的管轄権に任せており、こうむった損害に対する賠償に関する規定はない。これらの点はいずれもカナダの指摘するところでもある。

(4) 一九五七年の航海船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約

この条約は、船主側に現実の過失または関知がない場合に、自己の船舶が引き起した損害に対する船主の責任を最大限約七〇〇万ドルまでに制限するものである。この船主責任制限条約は、国家責任の問題は扱っておらず、ま

海洋環境保全に関するカナダ案について

た特に汚染損害を扱うことを意図したものでもない。(詳細について、小町谷操三「航海船の所有者の責任の制限に関する国際条約の研究」法学新報第六五巻六号四七二頁および七号五四七頁以下参照。ほかに海法会誌復刊六号二二七頁以下および復刊七号二五頁以下)

(5) 一九六二年の原子力船運航者の責任に関する条約

この条約は原子力船運航者の厳格責任制度(第二条)を定めたもので、責任限度額を一億ドルとした(第三条)。この条約は、第十七条で原子力船が自国水域および港湾に入ることを拒否する沿岸国の権利を暗黙に認めているが、防止措置に関する規定はない。(詳しくは、星野英一「原子力船の運航者の責任に関する条約について」海法会誌復刊一〇号四五頁以下および「原子力損害賠償に関する二つの条約案(一)(二完)」法学協会雑誌七九巻一号三八頁、三号七九頁以下参照。ほかに海法会誌復刊八号八八頁以下、同復刊九号一二二頁以下)。

(6) 一九六三年の大気圏内、宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約(部分的核実験禁止条約)

この条約は、軍縮という観点から検討されるのが当然ながら多いのであるが、環境の保護という点でも重要な条約と言える。第一条第一項b号は「そのような爆発がその管轄又は管理の下でその爆発が行なわれる国の領域外において放射性残渣が存在するという結果をもたらすときは」いかなる環境でも爆発の実施を禁止している。

(7) 一九六九年の油濁事故の際の公海上における介入権に関する国際条約

この条約は、大規模な有害な結果をもたらすものと合理的に予測される海難によって引き起こされる油濁から自国沿岸または関係利益を保護するための措置を公海上で執り得る沿岸国の権利を定めたものであり、基本的には「防止措置というより救済措置」つまり「事故防止のために執るべき行動よりも事故後に執り得る行動」に力

点が置かれている（詳しくは、前掲拙稿「油による海洋汚染の防止と国際法参照」）。

(8) 一九六九年の油濁損害に対する民事責任に関する国際条約

この条約は、海上における事故後油が流出し、締約国の領土または領水に損害を与えた石油タンカーの所有者に厳格責任を課したものである。ただし領海外のいわゆる「経済水域」(“economic zone”)における沿岸資源その他の沿岸利益に対する損害賠償の規定はない。しかし、この条約は、油濁事故という海洋汚染損害の一つの場合にのみ限定されている上、国家責任の問題を扱っておらず、また汚染請求を満足させるには手続的困難を取り除いているものでもない（詳しくは、谷川久「油濁損害に対する民事責任に関する国際条約について」海法会誌復刊一五号参照）。

(9) 一九七一年の油濁損害賠償のための国際基金設立に関する国際条約

この基金条約は、一九六九年の介入権条約、民事責任条約と、いわばセットをなしているもので、民事責任条約によって課された「追加的財政負担」から船主を救い、油濁犠牲者には追加的賠償を提供する。この条約がづくり出すのは、タンカーによる損害のための特別賠償制度であるが、カナダはこの意味においてさへも次の点で不完全なものであると指摘する。基金条約は、海難と関連しない故意の油の排出による損害賠償を規定しておらず、軍艦その他の非商業役務についている政府が運航する船舶から流出する油からまたは戦争行為から生じる損害賠償を排除している点。またこの条約は、領海外の「経済水域」の沿岸資源その他の沿岸利益に対する汚染損害賠償を規定していない（尚、ジュリスト四九九号（一九七二・二・一五）六三一―六五頁参照）。

海洋環境保全に関するカナダ案について

(10) 一九七二年の船舶および航空機からの投棄による海洋汚染防止のためのオスロ条約

このオスロ条約は、若干の高度に有毒な物質の投棄を絶対的に禁止し、北海および北大西洋地域でのその他の物質の投棄を規制している。

B 現在何がなされつつあるか

(1) 国家の管轄権の限界を越える海底及びその下を律する原則の宣言（国連総会決議二七四九（XXXV））^①

この宣言のうち、原則11と13(b)が深海海底資源開発活動から生れる汚染の問題を扱っている。

原則11、この区域（国家の管轄権の限界を越える海底及びその下、筆者）での活動に関し、かつ、将来設立される国際制度に従って行動するにあたり、国は、特に、次の目的のために適当な措置を講じ、かつ、これらの目的のための国際的な規則、基準及び手続の採択と実施について協力するものとする。

(a) 沿岸を含む海洋環境に対する汚染、汚濁及びその他の危害 (la pollution, la contamination et les autres risques) の防止並びに海洋環境の生態学的均衡への干渉の防止

(b) この区域の天然資源の保護及び保存並びに海洋環境の植物群及び動物群に対する危害 (les dommages) の防止

原則13、この宣言のいずれの規定も、次のことに影響を与えるものではない。

(a) (略)

(b) この区域で行なわれた活動の結果生ずる汚染若しくは汚染の脅威又は当該活動に起因するその他の危険な事態が自国の沿岸又は関連利益に重大かつ急迫な危険を及ぼす場合に、将来設立される国際制度に従って、この危険を防止し、緩和し若しくは排除するために措置を講ずる沿岸国の権利。

① テキストは、Assemblée Générale Documents Officiels: 25^e sess, Supplement No. 28 この原則宣言について、詳しくは、高林秀雄「深海海底を律する原則宣言の意義」竜谷法字第四卷第二号参照。尚翻訳は、高林教授のものを原則として用いた。

(2) 国連人間環境会議宣言

ストックホルム宣言は、国際環境法 (international environmental law) の将来の発展のための基礎を置くと考えられる原則の声明、広く受け入れられた声明を示している。この宣言の諸原則で海洋汚染に特別の関連をもつものは、原則七 (国家の海洋汚染防止義務)、原則二一 (自国の管轄又は支配下の活動が他国の環境又は国家の管轄を越えた地域の環境に損害を与えないよう確保する各国の責任) および原則二二「汚染その他の環境損害の犠牲者に対する責任及び補償に関する国際法をさらに発展させるための各国の協力義務」である。

(3) 海洋環境に関する目標の声明

この声明 (海洋汚染に関する政府間作業部会 I W G M P のオタワ会期で作成され、ストックホルム会議で支持された) は、沿岸地域資源アイランドの管理に関する沿岸国の特殊利益 (the particular interests) を承認し、海の同化・再生能力には限界があることを承認し、そして、海洋環境、海洋資源および海洋汚染防止に対して管理概念 (mana-

海洋環境保全に関するカナダ案について

gement concepts) を適用することが必要であるという必然的結論を述べている。

(4) 海洋汚染原則

I W G M P のオタワ会期で作成され、ストックホルム会議が支持した海洋汚染に関する二十三の原則は、陸起源の汚染源を含む海洋汚染問題のすべての側面に対する総合的かつ学際的アプローチのためのガイドラインと一般的枠組を提供している。これらは国内的・国際的措置双方を通じての海洋環境保全に対する、管理概念適用へ向けての最初の第一歩を表わしている。この点であるところまで細かく国家（そして殊に沿岸国）の義務は起草しているが、国家のそれに伴なう権利 (the consequential rights) は十分に扱っていない。

(5) 沿岸国の権利に関する権利

沿岸国の権利に関する三つの原則（カナダ代表団が提出したもの）が I W G M P のオタワ会期で審議されたが、この作業部会（I W G M P）によって支持も、拒絶もされなかった。ストックホルム会議は、この三つの原則を留意し、そして情報用として一九七三年の I M C O 會議に、また適切な行動を求めて海洋法會議に、これら三原則を付託した。これら三原則はそれぞれ次のものを扱っている。自国の領海に隣接する海域において特別環境保全権力 (special environmental preservation authority) を行使する沿岸国の権利、自己の環境保護権力 (environmental protection authority) 下にある水域への船舶の進入を禁止する沿岸国の権利、そしてこれらの沿岸国の権利が国際的に合意された規則および標準に基づいて、かつ、適切な紛争解決手続を条件として行使されるべき必要、である。

(6) 海洋投棄条約および付属書草案

この条約および付属書草案は、昨年四月のレイキャビック (Reykjavik) (アイスランド)、同五月のロンドンでの政府間会議の報告書の中に含まれているもので、この草案は昨年十月三十日から十一月十三日までロンドンで開催された海洋投棄会議によって審議され、海洋投棄条約、正式の名称は「廃棄物及びその他の物質の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping of Wastes and other Matter) として採択された^⑥。全文二十二カ条、附属書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲからなる。会議の最大の争点はいわゆる管轄権問題であった。この問題は、しかし、結局のところ第三次海洋法会議の決定待ちの状態で残されている(条約第十三条参照)。

② 条約の簡単な解説および仮訳について、法律のひろば第二六巻二号(七三年二月号)四一—四四頁参照。

(7) 一九七三年の I M C O 海洋汚染条約草案

I M C O の後援で準備中の条約案(七三年秋に I M C O が招集予定の会議で審議されることとなっている)は、油その他の有毒物質による海の汚染の完全な除去と事故による流出の減少を達成することを意図したものである。別言すれば、事故であれ故意であれ、すべての形態の船舶起因の汚染の防止を規定しようとしたものである。I M C O が海底平和利用委員会に提出した報告書(A/AC. 138/SC. III/L. 15)によれば、

「条約草案は、船舶からの海洋汚染防止のすべての側面をカバーする条項(海岸起因の廃棄物 shore-generated waste の海洋投棄を除く)と次のものに関する技術的付属書から構成されている。

海洋環境保全に関するカナダ案について

—— 船舶から排出される油による汚染防止

—— 船舶から排出される油以外の液体バルク (bulk liquid) または乾燥有毒物質による汚染防止 (海岸起因の廃棄物の海への処分を含む)

—— タンカーの設計、構造および艤装に関する汚染防止

—— 有毒物質を運ぶバルク船の設計、構造および艤装に関する汚染防止

—— 梱ばう又はコンテナで運ばれる有毒物質による汚染防止

—— 船舶運航による汚水 (ship-operated sewage) による汚染の防止

—— 船舶内生活によるごみ等 (ship-generated garbage) による汚染の防止、である」

このIMCO条約案に対してカナダは次のように評する。

現在の形のIMCO条約案は、海底活動から直接生ずる汚染を扱っていないし、また国家責任や損害賠償という一般問題を扱っていない。強制については、現在の草案は、伝統的な旗国管轄権 (flag-state jurisdiction) を維持し、この点で実効的な沿岸国の権利を規定していない。

(8) その他の発展

海洋環境保全のために含蓄をもった数多くの重要な発展が、海底平和利用委員会の一九七二年七月—八月会期に提出された文書の中に反映されている。

こうした文書としてカナダが掲げるのは、第一に七二年六月七日に開催されたカリブ海諸国の海洋問題専門会

議の外相会議が承認したサント・ドミンゴ宣言 (A/AC. 138/80 of 26 July 1972) (66 AJIL 918-920 にもテキストがある)。第二に、七二年六月二〇日一三〇日にヤウンデで開催されたアフリカ諸国の海洋地域セミナーの一般報告の結論 (A/AC 138/79 of 21 July 1972) として第三に、ケニアの七二年八月七日付の文書 (A/AC. 138/SC. II/L. 10) の中の経済水域 (an economic zone) の提案である。

こうした文書をカナダは次のように評する。

これらの文書は、二つの要素に基づいた海洋法の問題についての可能な調整の方向へ向う傾向が成長していることを反映するものである。

二つの要素。一方では、比較的狭い領海を沿岸国が受諾し、領海を越えたところではある形の限定的で特殊な管轄権で、完全な主権とは区別され、完全な主権には至らないもので、たとえば自国の管轄権に服するより広い地域の通行の自由と上空飛行の自由を認めるようなものだけを主張するだろうし、他方では、問題の沿岸国による限定的形態の管轄権の主張の主要海洋国による黙認である。

以上は、現在の十二カイリ領海を暗黙の了解とする諸種の議論に見られる世界のすう勢をカナダがまとめたものであり、カナダの評価の要点は次の点にある。

環境管理 (environmental management) と鉱物・生物資源の管理との間には密接な相互関連 (interrelationship) があるということについて一般的に合意されているように現在思われる。沿岸国の機能的管轄権 (functional jurisdiction) はすでに、多くの国に関する限り、領海に隣接する地域における一種の反汚染管轄権 (a form of

海洋環境保全に関するカナダ案について

anti-pollution jurisdiction) を含んでいる。すべての沿岸国が大陸棚資源開発から生じる汚染危険 (pollution hazard) に対する権限 (authority) を行使し、多くの国が自国の漁業水域における海洋環境の生物資源の保護のための規則を布告している。国家慣行の二つの他の例を引けば、カナダは、北極および一定の準閉鎖地域 (semi-enclosed areas) の海洋環境保全のための特別立法を採択し、また英国は、公海における油濁事故の際に領海の限界を越えて英国が介入することを許す立法を採択した。このことは、沿岸地域にある自国の船舶に対する旗国の管轄権との必然的衝突 (necessary conflict) を意味すると理解されるべきではない。すでに述べたように、調整のためのより適当な基盤 (the more likely basis) は、排他的旗国管轄権という古い観念を共同または競合管轄権 (shared or concurrent jurisdiction) という新しい型で置きかえることにあるように思われる。これによって、旗国も沿岸国も、国際的に合意された標準・手続を基礎として海洋環境保護のための責任を果し得るであろう。

③ カナダの北極海汚染防止法については、小田滋・水上千之「カナダの汚染防止水域——一九七〇年北極海汚染防止法」法律のひろば第二六巻二号（七三年二月）二二—三三頁参照。また英国の立法 Oil in Navigable Waters Act 1971 について、前掲拙稿参照。

C 何が残されたなすべきことか

海洋汚染防止に関して過去に何がなされたかについての以上の検討から次のことが明らかになる。すなわち、現存の国際条約は、全部一緒にしても、海洋環境保全に対する総合的アプローチとはならない。これら現存の諸条約は、二―三の特殊な型の海洋汚染のみを扱っており、これらについてさえも強制に関する管轄権 (enforcement

- jurisdiction)、国家責任および損害賠償という重要な争点を十分に解決していない。これらのギャップを埋める総合的アプローチのための指針(ガイドライン)は、国連環境会議の宣言、オタワで起草されストックホルム会議で支持された目標の声明と海洋汚染に関する二十三原則、およびIWGMPのオタワ会期で議論され海底平和利用委員会と海洋法会議に適切な行動をとることを求めて付託された沿岸国の諸権利に関する三原則によって、与えられている。投棄条約案(条約として採択されたことについて前述)は、海洋投棄の一般の問題を扱っているという点で総合的アプローチの現実的实现に更に一步踏み出したことを示しているし、一九七三年IMCO条約案は、もしこれが管轄権問題に実効的解決を与えるか、少くともそうした解決法の作成を阻害しないならば、船舶起因の汚染(ship-generated pollution)を除去するために要求される措置の範囲を完成させることとなる。これら管轄権問題に関する調整が海洋環境保全のための総合的措置に関する合意にとって相変らず鍵である。どのように決定しようと、国家の管轄権の限界を越えたところには、世界の公海の最大の部分が残り続けるのであり、そのためには伝統的法秩序は環境に関する考慮を基礎にして再構成されなければならない。より特定化して言えば、次の標題の行動が要求される。
- (1) 海洋環境を保全し、これを汚染から保護するすべての国家の基本的法的義務を条約によって設定すること
 - (2) 海洋環境保全に対する管理概念 (management concepts) の適用
 - (3) 海洋環境における変化とその中における種々の活動の影響をモニタリングするための実効的システムを発達させること
 - (4) 国際的に合意された基準、汚染防止を確保する技術的規則と標準(たとえば、国際航路、航行援助施設、船

海洋環境保全に関するカナダ案について

船舶職員資格および船舶の設計・構造・艤装標準に關して）の採用と改良

(5) 國際條約の強制のための実効的規定の作成を殊に含めて、沿岸地域と公海における海洋環境保全に關連して生じる管轄權問題の解決

(6) 海洋汚染損害の犠牲者への賠償制度——この点での國家責任の明確化を含めて——の一層の推敲

(7) 國家の管轄權の限界内およびこれを越えたところの海底鉦物資源の探査および開發により成ずる汚染の防止と取締りのための國際的に合意された措置を發展させること

(8) 海洋環境保全のための義務を履行する能力を強化するため開發途上國に援助を供与すること

(二) 海洋法會議による審議のための條約條項草案のための基本原則

これから何をなすべきかという以上の議論を踏まえてカナダは以下のように前述八つの論点に解説を加えていく。カナダの議論が説得的であるのは、そして開發途上國の多くがカナダの意見に耳を傾け、カナダがこの分野で世界の一方のオピニオン・リーダーであるのは、過去を振り返り、現在を確かめ、そして將來に向つて提案するといふこのカナダの議論の進め方に負う所も大きい。もちろん、内容的に、いわば人間環境會議的発想に基づく立法論であるところに魅力があることは言うまでもない。カナダは以下のように説く。

(1) 海洋環境保全義務

海洋環境を保全し、すべての汚染源からの汚染を防止する國家の一般的義務を明示的に定める條約規定は存在し

ない—公海条約二四条、二五条および大陸棚条約五条七項がこの基本的原則の特定の適用を示しているが—。より一般的定式化の最初のは、限られたコンテキストの中ではあるが、投棄条約案第一条の中に見られる。海洋環境保全に関する一般条約または親条約の中のそうした一般的定式化の重要性は強調されすぎることではない。

それは、一般条約と、海洋汚染の個別的側面を扱う特殊条約または国内措置との間の拘束的要素または有機的連関であるだろうし、またそうした特殊条約の作成・加入に対する一般的約束を設ける手助けとなるだろう。加えて、この分野でのIMCOのような専門機関の作業のために新しい環境志向的基礎 (a new environmentally-oriented basis) を提供することとなる。海洋環境を保全する国家の一般的義務を定式化するための指針は、国連環境会議宣言の原則七と二十一およびストックホルムで支持された海洋環境原則 (Principles on the Marine Environment) (原則一、二、三、五と十七) によって与えられている。これらの原文は各々にコメントを付けて以下に掲げる。海洋法会議による審議のための条約条項草案に組み入れていくためには確かにこれら諸原則を若干整理する必要がある。

国連人間環境会議宣言の原則七

「各国は、人間の健康に危険をもたらし、生物資源と海洋生物に害を与え、海洋の快適な環境を損ない、海洋の正当な利用を妨げるような物質による海洋の汚染を防止するため、あらゆる可能な措置をとらなければならない。」

(宣言の翻訳は、環境庁長官官房国際課のものを原則として利用した。環境庁編訳・国連人間環境会議の記録(昭四七年海洋環境保全に関するカナダ案について

楓出版、東京）参照。）

この原則は海洋環境を保護する国家の責務ばかりでなく、実際にGESAMP（海洋汚染の科学的側面に関する合同専門家グループ）の定義を反映している。これは、オスロ投棄条約第一条に極めて近いし（ただしより命令的術語で述べられている）、IWGMPのオタワ会期によって合意された海洋汚染の定義にも類似している。

国連人間環境会議宣言二十一

「各国は、国連憲章及び国際法の原則に従い、自国の資源をその環境政策に基づいて開発する主権を有する。

各国はまた、自国の管轄権内または支配下の活動が他国の環境または国家の管轄権の範囲を越えた地域の環境に損害を与えないよう措置する責任を負う」。

自国の資源を開発する国家の権利に関するこの原則の中にある第一の要素は、もっぱら海洋環境保全にのみ関する条約案に厳密には関連しているとはいえない。他国の環境または国家の管轄権の限界を越えた地域の環境に対する損害を避ける責任に関する第二の要素は、沿岸利益（coastal interests）ならびに公海の共同資源（the shared resources）の保護を確保するために基本的重要性をもっている。他国の環境を害さない責任は、トレイル・スメルト事件^①の画期的決定によって承認された。領域外損害に対するより広い禁止 injunction against extra-territorial damage も一九六三年の核実験禁止条約に具体化された（この条約にはすべての核実験国が加入しているのではないこと、従って海洋法会議がこの問題の審議を望むことを記しておくべきであるが）。この現存の慣習国際法規則が、殊に沿岸地域または「経済水域、（coastal areas or “economic zones”）を含む海洋環境保護のための制度を

發展させる海底平和利用委員会の作業のための出発点であるべきである。これは、もちろん、領水・漁業水域、国際海峡、大陸棚そして恐らく何よりも公海における沿岸国・旗国双方の権利に必然的に影響を与えるので（国家に対する環境上の制約が国家領域内におけるよりもはるかに強力に適用されなければならない場合および国際的規制権力（an international regulatory authority）が殊に関連している場合そうである）、海洋法の広範な争点に重要な意味合いを持っている。

④ トレイル・スメルター事件は、カナダに源を發し米国のワシントン州を貫いて太平洋に注ぐコロンビア河沿岸のカナダ領のトレイルにある民間会社の経営する焙鉱所の煙突からはき出される亜硫酸ガスによってワシントン州の農作物や森林資源が損害を受けたとして、米国とカナダとの間に争われた事件である。一九三五年に両国間に仲裁々判条約が結ばれ、裁判によって解決された。一九四一年の最終判決で、損害発生防止義務の存在を認め、カナダ政府はトレイル焙鉱所が煙霧による被害を米国内に及ぼさないよう処置する国際法上の義務を負うとした。尚、詳しくは太寿堂鼎「トレイル焙鉱所事件」田畑茂二郎編・ケースブック国際法（一九七二・有信堂）二二一—二三四頁参照。

海洋環境原則の原則一

「各国は、海洋環境を保護し、かつ保全する責務、殊に国際的に共有される資源（an internationally shared resource）が位置する地域に影響する虞れのある汚染を防止する責務を有する」。

この原則は、国連人間環境会議宣言の原則二十一の海洋環境に対する特殊的適用を示すものである。国際的に共有される資源が位置する地域を汚染しない責務の強調は、海洋法が共同体利益（community interests）を保護し、並びに国家利益（national interests）を調整する必要を明白に指摘するものである。こうした資源を保護する命令海洋環境保全に関するカナダ案について

(injunction) は、もちろん、沿岸国および旗国又は遠洋国 (distant-water states) 双方に適用される。

海洋環境原則二

「各国は、個別的に行動するか又は合意された国際協定のもとで他国と共同して行動するかを問わず海洋汚染防止のための適切な措置を採らなければならない」。

この原則は、海洋環境を保護し、保全する各国の責務を実施するに際して海洋汚染防止のために国内的・国際的双方の措置の必要性を認めるものである。国内的措置は、もちろん、時に用いられる意味での「一方的行動」を必然的に意味するものではない。その意味するところは、旗国・沿岸国双方が海洋環境保全義務を履行する措置を、個別的にか又は適切な場合共同して、執らねばならないということである。別言すれば、この原則は管轄権問題に予断を与えるものではない。

海洋環境原則三

「国は、国家管轄権内にある河川、排出口およびパイプラインのような陸起源の (land-based) 汚染源を含むすべての経路による潜在的有害物質の海への排出、並びに船舶、航空機および海洋施設による又はこれらからの投棄を最少限にするため自国に利用可能な最善の実行可能な手段を利用しなければならない」。

この原則は、海洋汚染問題が全体としての人間環境についての広く複雑な重疊的な一連の問題の一部分であることを認めている。海洋汚染問題は特有の性格的特徴をもっており、海洋法のコンテキストの中で、一方で、しかしながら環境問題の全体を考慮にいれながら、扱うのが最善だ。これを扱うべき討論の場^{フォーラム}を選別する目的で海洋汚染

問題として特徴づけ得るのは何かということについて、もっとも適切な基準^{フラス}は、どの程度特定の汚染形態が海洋自体の何かの直接的利用によって直接に引き起こされるかということであろう。海洋汚染が、陸に基礎を置く活動(land-based activities)の結果として大気または陸地内水路(continental run-off)を経由して海に入る物質によって、もたらされる場合には、この問題は、他のフォーラムにおける国内的行動と国際的協力の組合せを通して扱われるのが最良だろう。

海洋環境原則五

「国は、国家の管轄権を越えた海洋環境の保全に共同責任(joint responsibility)をとらなければならない」。この原則は、国家の管轄権の限界を越えた海洋環境の保全に関してすべての国家の連帯責任(Shared responsibility)(前述の個別責任に加えて)を確認するものであり、海洋汚染との関連で何が国家の管轄権の限界であるのかを特定していないし、またいかなる方法でもこの問題に予断を与えるものではない。この原則の実施に関しては環境保全問題と国家の管轄権の限界—どのように記述されよう—を越えた公海における保護措置の強制とを実効的かつ総合的に扱う能力をもった機関(institutional authority)を現在全く欠いているということから生ずる問題に考慮が与えられるべきであろう。

海洋環境原則十七

「領海の限界内における環境保護責任に加えて、沿岸国は、自国領域内の諸活動から結果する損害から環境の隣接地域を保護する責任をも、もっている」。

海洋環境保全に関するカナダ案について

この原則は、一国の領域内の諸活動から結果する領域外損害に対する規則の特殊的適用を示すものである。これはまた、「目標の声明」の中で言明されたような沿岸地域資源 (coastal area resources) の管理に対する沿岸国の特殊利益をも反映している。原則十七は沿岸国の責任に限定されているが、領域外損害に対する禁止は、公海または他国の領水もしくは資源管轄区域 (zones of resource jurisdiction) 内で航行する旗国の船舶に対して同等もしくはより強い力をもって適用されるべきである。

(2) 管理概念の適用

海洋環境を保全する基本的義務の受諾は、伝統的な公海の自由からの重要な離反を反映するものである。このことは必然的に、環境保護を目的とする公海地域の規制のシステムを意味する。そうした規制システムは、科学的諸原則に基礎を置く管理概念に依拠すべきである。このアプローチは、オタワで作成されストックホルム会議が支持した「目標の声明」の中で認められた。

「目標の声明」は次のように言う。

「海洋環境とそれが維持するすべての生物体系は人類にとって死活的な重要性があり、またすべての人々はこの環境がその質、資源ともに害されないように管理されることを確保する点に利益を有している（後述のカナダの条約草案前文第一項であり、海洋投棄案条約前文第一項でもある筆者）。これは特に沿岸地域資源に適用される（同じく前文第二項に変形する）。廃棄物を同化し、これを無害化する海の能力と天然資源を再生産する海の能力とは無限ではない（同じく前文第三項前段であり、海洋投棄案条約前文第二項でもある）。固有の管理が要求され、そして海

洋汚染を防止し、取締る措置は海洋 (the oceans and seas) とその天然資源の管理の不可欠な要素とみなさるべきである (同じく前文第三項後段である) 」。 コントロー

この声明の重要性は強調されすぎることにはあり得ない。海洋汚染に関しては、現存の法は自由放任概念 (*laissez-faire concepts*) に基礎を置いており、科学的諸原則に基づく規制の必要を認めない。「目標の声明」は、他方、海
の同化・再生産能力に限界があることを認め、そしてその結果、海洋環境、海洋資源および海洋環境保全に対し管理概念を適用する必要があるという不可避免的結論を認める。

海洋環境原則一〇

「取締り措置のための政策枠組を提供するために、国際的指針 (ガイドライン) と基準が、各国政府および政府間機関双方によって発展させられるべきである。海洋環境保護のための総合的計画は、重大な汚染物質 (pollutants) とその経路・源の識別、これらの汚染物質に対する指数の決定とそれらの危険の評価、望ましからざる傾向の時宣を得た探知、および、探知 (detection) とモニタリング・システムの発展を規定すべきである」。この原則は、国際的指針と基準の発展が国の責任事項であり、また国際機関のそれであることを強調している。

海底平和利用委員会と海洋法会議が国際的レベルでの海洋汚染取締り措置のための政策枠組または全般的法的枠組を提供する第一次的責任をもっている一方で、この原則はまた、海洋環境保護のための総合的計画のために多学的 (multidisciplinary) かつ多機関的 (multi-agency) アプローチが要求されていることを認めている。このように、たとえば、重大な汚染物質とその経路・源の識別には、各国政府および WHO、IOC (政府間海洋学委員会)、海洋環境保全に関するカナダ案について

FAO、IMCO、その他殊に新設の環境事務局のような機関の協力が要求される。

海洋環境原則十三

「海洋汚染を防止し、取締る行動（殊に直接的禁止と特別放出限界）は、損害または危険(damage or hazard)を單純に環境の一部分から他の部分に轉移させるといふ効果から防衛するものでなければならぬ」。

この原則は、いわゆる汚染問題の輸出から防衛するために実効的規定がつくらねばならないといふ多くの国の関心を反映している。これは、海洋汚染防止の国内的・地域的措置が地球全体的措置によつて補完され、かつこれと相容れるものであることを確保することの重要性を指摘している。このように地域の限界近くでの物質の投棄を要求した地域的投棄協定は、地球全体的意味では満足すべきものではないであらう。この措置の調和は、もちろん、管理アプローチにとつて基礎的なものである。

海洋環境原則二十二

「海洋汚染の防止、取締りまたは研究のため國際機關による又はこれを通じる行動の必要がある場合には、國連の内外の現存の団体(existing bodies)が可能な限り利用されるべきである」。

この原則は、國際機關の不必要な増殖を避け、そして海洋環境保全問題に関して現存の機關が最大限有利に利用されることを確保しようとする広くひろがった共有されている関心を單に反映しているにすぎない。これは、もちろん、健全な管理理論(management theory)の明白な実例である。この原則の顯著な例外はストックホルム會議で支持された新しい環境事務局であり、これは環境問題を実効的に取り扱うために緊急に必要とされた極めて価値

ある制度である。この原則は、国家の管轄権の限界を越えた公海での環境保全問題を扱う国際的権力 (an international authority) の可能な必要性を審議する際に殊に関連性をもつだろう。

(3) モニタリング・システムの発展

すでに述べたように、海洋環境保全のための管理概念は科学的諸原則に依拠している。だから、科学的知識と研究とモニタリング・システムは、海洋環境の質と資源が害されないように確保する管理政策の発展のための基礎を提供するのに必要とされている。このことは、オタワで作成されストックホルム会議が支持した次の諸原則の中で認められた。

海洋環境原則十五

「各国は、海洋の現状、汚染影響の傾向の研究、海洋環境に関するデータ・科学的情報の交換を含めて、海洋環境の研究・調査プログラムと海洋環境における変化をモニターするシステム・手段とを発展させる観点で、他国および権限ある国際組織と協力しなければならない。沖合資源探査・開発から生じる汚染を含めて海洋汚染を防止する手段に関する技術的情報の交換についても同様の協力がなされねばならない」。

この原則は、海洋汚染問題が国際法の発展のみでは解決しえず、科学的・技術的分野での国と国際組織との間の協働的行動を必要としていることを認めている。海洋環境保全を扱う際には、多学問的 (multidisciplinary) なアプローチというこの必要と、海洋汚染、科学的研究および漁業といった海洋法の諸問題に対して他の討論の場から持ち込まれるにちがいない法律以外の専門 (extra-legal expertise) という必要とを考慮に入れることが不可欠のこ

海洋環境保全に関するカナダ案について

とである。法的戦略 (legal strategy) が不可欠である一方、これのみではこの新しく複雑な分野のすべての争点を解くことはできない。海洋法会議が国際モニタリング取極めに関する条約条項を審議することは必要であるし、また地球全体のスケールでのモニタリング問題に責任を有する機関の選択に対しても考慮が与えられるべきである。

海洋環境原則十六

「国際的指針が、汚染物質とその影響の探知と測定の方法の比較を容易にするために発展させられるべきである」。

この原則は、原則十五の一層の発展を表わすものである。これはまた国内活動を調整することの重要性に光をあてたものである。

(4) 技術的規則と標準の改善

国内的・国際的措置に基づく海洋環境保全のための総合的管理システムには、海洋投棄条約案（現在の海洋投棄条約）に具体化され、そして船舶設計、構造、艤装および配乗 (manning) に関する一九七三年 I M C O 条約のために現在発展させられている（本年三月最終草案がまとめられたことについて前述）ような国際的に合意された規準、技術的規則と標準を採択することが要求される。こうした技術的措置は、海洋環境保護義務を実施する具体的段階として必要であり、こうした措置に関する国際協定は、地方的・地域的変差を考慮に入れる実効的地球全体的アプローチを達成するのに必要なものである。こうした協定は、また、後述する管轄権と強制問題の解決にも決定的重要性をもっている。次の諸原則がこの分野に関連がある。

海洋環境原則八

「各国は、地球全体的、地域的、国内的段階の海洋汚染の防止のため国際的に合意された規則、標準および手続の作成と実施に関して他国および権限ある国際組織と協力しなければならない」。

国際的に合意された規則・標準の発展は、海洋汚染防止に対してのみならず、広範囲な海洋法の争点に対しても基本的であり、そして沿岸国の権利・義務の問題と手を携えて行くものである。海洋汚染に実効的にアタックし得るのは、地球全体的・地域的・国内的規則および標準を、海洋環境保全のためにつくられる最少限規定を少くとも定める地球全体的なもの並びに北極または準閉鎖水域 (semi-enclosed bodies of water) のような一定地域にある特別の事態を取扱うのに要求される特殊的そして多分より厳しい規定を定める地域的・国内的なものに結びつけることによってのみである。

海洋環境原則九

「国は、地域的に一緒に協力して、地理的および生態学的理由によって自然体で統一体 (a natural entity and an integrated whole) を形成する地域の汚染を防止するため政策を協調させ、共通する措置を採用しなければならない」。

この原則は、原則八の一層の発展を表わし、海洋汚染問題に対する総合的アプローチを全く傷つけることなく重要な地理的・生態学的現実を承認しているものである、

海洋環境原則十一

海洋環境保全に関するカナダ案について

「国際的に合意された規準および標準は、汚染の影響およびこれらの影響の評価における地域的・地方的変差を規定しなければならない。こうした変数には、海域 (sea areas) の生態学、経済・社会的条件、および海洋の快適さ、レクリエーション設備その他の利用をも含めなければならない」。

この原則は、前述原則八および九と密接に関係している。こうしたアプローチは、高度に発展した国と全く同じ標準を設け得ないかも知れない発展途上国にとって殊に重要である。

海洋環境原則十二

「第一次的保護標準と派生的作業水準——特に実行規範と流出物標準——は、国内レベルで、そして場合によっては地域的または地球全体的基礎で、設けるのが有益であろう」。

この原則は同じく原則八および九の科学的・技術的観点からの一層の発展を表わすものである。これもまた、発展途上国の必要にとって殊に重要である。

海洋環境原則十四

「コントロール取締りの発展と実施は十分に柔軟なものであって、海洋の生態系 (marine ecosystem)、デカノロジカル汚染の影響、および汚染取締りのための工業技術的手段の改善についての知識の増加を反映し、そして新しいこれまで知られていない多くの汚染物質が暴露されるべきであるという事実を考慮に入れるものでなければならない」。

この原則は、海洋環境に対する新しい脅威が即座に識別され得ることと、こうした新しい危険に備えるために国内立法または多边的協定が（たとえば付属書の利用によって）適宜かつ迅速に改正され得ることを確保するため、

国内的・地域的・地球全体的レベルの再審機構 (review mechanisms) を設立する重要性を反映しているものである。こうした再審機構は、一九五四年の油による海洋汚染防止条約と投棄条約案（現在の海洋投棄条約）のような協定に関して殊に重要である。

(5) 管轄および強制に関する争点の解決

海洋環境保全の国際協力を促進する努力に関連して生じた二つの最も基礎的かつ困難な問題は、

- (i) 必要な措置を規定する (prescribe) 適切な管轄権をもつ権力 (jurisdictional authority) の決定
- (ii) こうした措置を強制する適切な権力の決定

であった。しかし、もし海洋環境を保全するすべての国の義務と、この義務の履行のための国際的に合意された基準、技術的規則および標準の必要とに関する協定に達するならば、これらの管轄権に関する争点は新しい見通しから検討することができる。措置を命ずる管轄権に関しては、国際的に合意された基準、技術的規則および標準の採択によって争点は、国際的に合意された規定に対する地域的・地方的変差のために許される範囲 (latitude) の決定の問題に縮められる。強制する管轄権に関しては、国際的に合意された基準、技術的規則および標準の採択によって、潜在的衝突の重要な源泉が取り除かれる。別言すれば、強制される措置に関する協定が達せられた時には、強制権力の選択に対してより柔軟な態度をとることがよりたやすくなるのである。

これら強制および管轄権に関する争点は、海洋環境の保全を扱うすべての現存の条約に関して生ずるものである。海洋法会議の採択する「親条約」 (master treaty) によって解決されることが死活的な重要性をもっている。この関

連では、沿岸国の権利のためにより大きな調節がなされるべきことは明白なように思われる。と同時に、旗国の自国船舶に対する責任に不当に干渉すべきでなく、実際にある点では強調すべきであることも明白なように思われる。規定する管轄権に関しては、沿岸国は、国際的規則がまだ存在していない場合または特別な状況がある場合に規則を公布する残存権限 (a residual authority) をもつべきである。強制する管轄権に関しては、沿岸国は、自国領海の限界の外にいる外国船舶に対して国際的に合意された規則を強制し、または国際的規則がまだ存在していない場合または特別な状況を満たすような特別規則を公布した場合に自国の規則を領海外の外国船舶に強制する同様の残存権限をもつべきである。

こうした沿岸国の残存権限という概念は、一九六九年のIMCOのブラッセル条約で認められた公海上の介入権に類するものであり、そしてその中にある固有の原則の論理的な外延である。同様の概念が海洋投棄条約条項案の中にも反映している。この条項草案は、管轄権問題の論点窃取をする (beg the question) ことをしないで、海洋法会議の最終決定に残し選択を閉じることをしていない。しかし、現在の形の条項草案は、海洋投棄問題をはるかに越えた意味合いをもつ利益の調節のための基礎を置いている。条項は、旗国管轄権概念を放棄していない一方、旗国によってのみ旗国自身の船舶に対して強制可能 (enforceable) というのではない。これら条項は、その条項の文言によって、沿岸国当事者によっても、沿岸国の管轄権下の船舶に対して強制可能である。これは、奴隷と海賊に関してすべての国によって受け入れられている普遍的管轄権アプローチ (the universal jurisdiction approach) すなわち国際的に合意された規則に基づく沿岸国・旗国双方による強制に何か類似のアプローチによって管轄権問

題が解決され得るような種類の調節を反映している。投棄条項に対するこの二重の強制というアプローチの範囲は、自国管轄権下の地域にある船舶に対する国による（ならびに自国管轄権下の船舶による）強制への言及をストックホルム行動提案の中に挿入したことによって一層拡大された。

管轄権および強制に関する争点についての法の発展のための何かの手引き（ガイドンス）は、「目標の声明」と「海洋環境原則」によって提供されている。より十分に発展せしめられた方式化は、IWGMPのオタワ会期で議論されたが支持も拒絶もされなかった沿岸国の権利に関する三原則—これは現在情報用でIMCOに、そして適切な行動を求めて海底平和利用委員会に付託されている—の中に与えられている。「目標の声明」については前述した。その他の関連する原則は以下の通りである。

海洋環境原則二〇

「すべての国は、自国の登録下にある船舶が船舶設計と構造、運航手続およびその他の関連要素に関する国際的に合意された規則および標準に従うことを確保しなければならない。国は、適切な国際団体において、こうした規則、標準および手続の発展に協力しなければならない」。

公海その他における自国船舶の運航に関して旗国の責任を規定するにあたって、この原則は、海洋環境一般と特殊の沿岸環境の保護に対する関心をもって伝統的航海の自由を和らげる際の不可欠の第一歩を表わしている。この原則は海洋法会議が採択する条約の中に反映されるべきであるが、他方、船舶設計と構造と航行手続（航路計画 traffic routing scheme を含む）はIMCOの管轄に入るのがより適切であり、事実現在特に一九七三年に招集す

海洋環境保全に関するカナダ案について

る予定の会議との関係でこれらは発展させられつつある。

海洋環境原則四

「国は、海洋汚染に関する現存の規制を破る者に対して十分な制裁を自国の国内立法によって用意するよう確保しなければならない」。

国家は自国の国内的規制を強制する傾きがあるのは当然であるが、一九五四年の油による海洋汚染防止条約のような協定に関連する国家の経験が示しているように、国家は必ずしも国際的に合意された規制を強制するにあたって必然的に同じ力強さを示すというものではない。この原則は、すべての規制を同様に強制する責務を強調し、またこの原則は自明のことではあるがそれにもかかわらず重要であり、そして、旗国・沿岸国双方の責任に関して、海洋法会議が発展させるどの条約の中にも起草されることを要求する。

海洋環境原則二十一

「海水の汚染または汚染の脅威から大規模な有害な結果 (major deleterious consequences) をもたらすものと予測されるような公海上の事故に続いて、自国沿岸線と関係利益に対する重大かつ急迫した危険に直面する沿岸国は、国際的に合意された規則および標準に従って、こうした危険を防止し、軽減し、又は除去するためが必要と思われる適切な措置を執ることができる。」（一九六九年のIMCOの介入権条約第一条第一項類似の規定。同条約については、前掲拙稿四〇頁以下参照。もちろん、このIMCO条約に対して、カナダは次のように評価、批判する。）一九六九年のIMCOのブラッセル条約はこうした介入権を規定しているが、しかし、油濁事故のみに関してで

ある。海洋法会議には、より一般的な権利の声明を条約文言の中に挿入するという仕事が残されている。しかしながら、この介入権は極めて重要なものである一方、その価値は、海難発生後に沿岸国が執り得る行動のみを規定しているという事実によって、限定されていることは勿論である。しかし、同原則は距離の制限を取り入れていないにもかかわらず、領海に接続する地域における沿岸国のために具体化されたより一般的残存権限(residual authority)を殊に表明しているものである。類似の概念は、「国家の管轄権の限界を越える海底及びその下を律する原則の宣言」(その意義について高林秀雄前掲論文参照)の原則十三(b)および同原則と海洋環境原則二十一との関係の中に反映されている。

I W G M P オタワ会期で議論された三原則の第一

「国は、自国の排他的又は主権的権限下にある土地又は海洋環境に対して損害又は損傷(damage or injury)を引き起す可能のある汚染の実効的防止のために継続的性質の機能的取締りが必要である自国領水に隣接する海域において特別権限(special authority)を行使することができる」。

この原則は、前述の「目標の声明」の中で認められた沿岸国の特殊利益の論理的外延を示すものである。沿岸国権限(coastal state authority)を置くことによって、これは、海洋汚染に関する二十三の合意原則の大部分の中に見出される沿岸国義務の重い強調の論理的必然を示しているのである。もし権利は責任によってバランスされなければならぬということが認められるならば、次に、責任は必要な権利と権限(rights and powers)によってバランスされなければならないということも認められなければならないのは確かなことである。实际的に言えば、

海洋環境保全に関するカナダ案について

この原則は、沿岸国が沿岸環境および海洋環境一般の汚染防止のため、自国領海に隣接する地域で専門管轄権 (specialized jurisdiction) を行使する権利をもっていることを意味している。この原則は、そうした地域にある自国船舶に対する旗国の排他的権限 (exclusive authority) のわずかな軽減 (a limited attenuation) を意味し、いかなる意味においても旗国の一般的権限の放棄を意味するものではない。むしろ、含むところは、国際的に合意された標準又は特別の地方的標準に確実に従わせるための沿岸国による残存権限の特定のかつ限定的行使なのである。

三原則の第二

「沿岸国は、国際的に合意された規則および標準、又は、これらが無い場合に、問題の沿岸国の合理的な国内的規則および標準に従わない船舶が自国の環境保護権限 (environmental protection authority) 下にある水域に入ることを禁止することができる」。

既述のように、ストックホルム会議が現に支持した原則の一つは、すべての国家が船舶設計と構造、運航手続その他の関連要素に関する国際的に合意された規則および標準を自国船舶に守らせるように確保しなければならないことを規定している。この合意された原則に実効的な効果を与えるには、沿岸国が国際的に合意された規則および標準に従わない船舶に対し自国が環境保護管轄権を行使する地域に入ることを禁止する権利をもっていなければならないというのが不可欠のように思われる。もちろん、検査 (inspection) 問題を解く措置を作り出さなければならぬだろうが、しかし、これらは適切なフォアラムにおいて作り出される堪航能力国際証書システム (a system of international certificates of sea-worthiness) によって相当に単純化されるであろう。

⑤ ここでいう堪航能力 (sea-worthiness) は、乗員や機装にまで言及するカナダの主張から考えて、運航能力や堪貨能力を含む広義の堪航能力とみるべきであろう。

同様に、国際的に合意された規則および標準が設けられていない場合、沿岸国は、問題の地域にあるすべての船舶に対して自国の合理的な国内規則および標準を強制する権利をもっていなければならない。しかし、国家の管轄権の限界を越える公海上で国際的に合意された規則および標準に確実に従わせるため国際的権力 (an international authority) の可能な必要性という問題が残されている。

これは、海洋法会議が審議すべき事項である。

第三原則

「自国の領水に隣接する地域における自国の特別権限 (special authority) に基づき、自国の主権的権利又は権限 (rights or powers) に加えて、国が権利又は権限を行使すべき基礎は、そうした権利又は権限が人類全体のために世界社会によってその国に委任されている (be delegated ... by the world community on behalf of humanity as a whole) ものとみなされるべきである」ということである。行使される権利および権限は、関係地域における海洋環境保護のための沿岸国の第一次的責任に合致していなければならないし、国際的規則および標準と適切な国際裁判所 (an appropriate international tribunal) の前の再審とに服さなければならない。」²⁾

この原則は、もちろん、海洋法の全範囲の問題と殊に海洋汚染に対する一般的なカナダのアプローチを反映する海洋環境保全に関するカナダ案について

ものである。しかし、用語それ自体に特殊な重要は付していない。「権限の委任」(“delegation of powers”) というような術語は条約条項草案のために適しいものと考えられるべきではなく、むしろ、旗国が自国船舶に対して国際的に合意された規則および標準を強制する権利を、多边条約の中で、沿岸国に委任する(delegate)といった概念的アプローチの例示とみなすべきである。沿岸国権利の必然的承認はまた、すべての国家と国際社会全体(the international community as a whole)の利益のため十分な準備をすべきであるし、この目的を達成するには、問題の権利が国際的に合意された規則および標準を基礎として、かつ、適切な紛争処理手続を条件として、行使されるべきである。

(6) 賠償制度と国家責任の明確化

国は自国の管轄権又は支配内にある活動が他国の環境または国家の管轄権の限界を越える地域の環境に対し損害を引き起さないよう確保しなければならないという原則(国連人間環境宣言の原則二十一)の必然的結果は、こういう状況における汚染損害の犠牲者にとって賠償が利用可能でなければならないということである。汚染防止の実効的システムの作成が海洋環境を保全するための国際的取極めにおける最も重要な要素であるべきである一方で、適切な賠償制度の発展も基本的重要性をもつであろう。こうした制度の必要は、次のストックホルム諸原則の中で認められた。

人間環境会議宣言の原則二十二

「各国は、自国の管轄権内または支配下の活動が、自国の管轄権の外にある地域に及ぼした汚染その他の環境

上の損害の被害者に対する責任および補償に関する国際法を、さらに発展せしめるよう協力しなければならない。」。

海洋環境原則の原則七

「国は、自国の活動または自国の管轄権下にある組織もしくは他人によって引き起こされた汚染から損害が生じる場合には、他国に対する自国の義務を国際法の諸原則に従って履行しなければならないし、またこうした損害と紛争処理を扱う手続を発展させることに協力しなければならない」。

汚染損害の賠償を受ける権利は確かに存在する一方、この権利の満足に関して、特に沿岸国の資源管轄下の地域および国家の管轄権の限界を越える地域でこうむった損害の賠償に関して、困難な問題が生じる。こうした賠償を確保するため、国際的賠償基金または保険計画から、国際的に合意された義務に従って各国の法律によって設けられた私人の訴訟の権利、そして適切な状況では、責任ある国による直接の賠償にまで至る多様な手段が工夫され得るだろう。重要なことは、賠償が迅速に利用でき、かつ、こうむった損害をカバーするに十分であることである。

勇気づけられることは、ある重要な海洋国が国際海峡を通過中の自国籍船舶 (their flag vessels) によって引き起こされる環境損害に対する厳格責任 (strict liability) を進んで受諾する用意のあることを示したことである。この原則を領海一般に適用することとは異って、国際海峡内の領海にこの原則を限定することの根拠はないように思える。加えて、領海限界を越える沿岸資源への損害の賠償と、船舶以外の多くの源 (たとえば海底開発) からの損害の賠償とに考慮が与えられなければならない。総合的賠償取極めの発展における海洋法会議の役割は、一般法原則

海洋環境保全に関するカナダ案について

の宣明に限られるべきなのは確かである。IMCOのような他のフォーラムがこれらの原則の実際的実施と紛争事件の処理手続の確立とのためにシステムを発展させるよう要請されるべきである。こうした取極めの発展はまた二辺的また地域的協力を要請するものも明らかなように思われる。

(7) 海底探査と開発

国内的規制は国家の管轄権内の活動に関して発展せしめられてきているけれど、国家の管轄権の限界内またはこれを越える地域における海底資源の探査と開発から生じる環境に関する争点を国際法は広範に扱ってはこなかった。この点の法の一層の発展のための手引は、次の諸原則によって提供されている。

海洋環境原則十八

「沿岸国は、自国家の管轄権の限界内にある地域における海底資源の探査と開発から結果した汚染事故を扱うため十分かつ適切な資源が利用されるよう確保しなければならない」。

海洋環境を保全するすべての国家の基本的義務を心に留めながら、自国家の管轄権の限界内であっても海底資源開発に関して沿岸国が執るよう義務づけられている反汚染措置に関する国際的に合意された標準を設けることが必要であろう。こうした国内措置は多くの国家によって既に発展せしめられており、また国家の管轄権の限界を越えた海底資源の開発のため安全措施に関する協定を作り出す際に助けとなるべきである。海洋法会議に関する限り、この分野における法の発展におけるその役割は、一般原則の宣明に限られるべきである。より詳細な技術的措置には、以下に述べる国際海底地域のために発展させられる措置を考慮に入れて、二辺的また地域的協定が必要である

う。

海洋環境原則十九

「国は、国家の管轄権の限界を越える海底および深海海底 (seabed and ocean floor) の探査および開発に係る活動が海洋環境の汚染の結果を生み出さないように確保するため適切な国際的フォーラムで協力しなければならぬ」。

深海海底を律する原則宣言 (総会決議二七四九 (XXV)) 原則十一

同右原則十三 (b)

(これらは、いずれも本稿十二—十三頁に引用したので、ここでは省略する)。

すでに述べたように、海底資源開発に関する反汚染措置の発展は国家の管轄権の限界内の地域およびその限界を越える地域に関して協調して進め得るし、進めるべきであろう。国際海底地域のために発展せしめられた措置は、自国家の管轄権内の地域において国家が採る最少の措置を表わすものであるべきである。海洋法会議で交渉される国際海底条約は、沿岸国およびこの分野で必要な専門性をもつその他の機関と協議してより詳細な技術的措置を作成することは将来の国際海底機構 (the future international sea-bed machinery) に多分まかせながら、国際海底資源開発からの海洋環境の保護に関する一般原則を定めるべきである。

(8) 技術援助

すべての国家が自国の海洋環境保全義務を果し得るよう確保する一つの重要な方法は、開発途上国に対する技術

海洋環境保全に関するカナダ案について

援助の供与である。

海洋環境原則六

「より高度の工業技術的・科学的発展段階にある国家は、これを要求する国 (nations) を、例えばこれらの国の技術・科学職員の十分な訓練を提供するプログラムを直接に又は権限ある機関を通して約束することによって、並びに海洋環境を保護する責務を果す能力を高める研究、行政、モニタリング又は監視、情報、廃棄物処理、およびその他のような分野で必要とされる装備・便宜を提供することによって、援助すべきである」。

海洋法はこの原則の適用に関して有益な政策上の手引きを与えることができるが、しかし、その完全な作成と実施のためにはその他のフォーラムにおける一層の活動が要求されるのは明白なように思える。技術援助が開発途上国にとって特別の重要性をもっている一方、いかなる発展段階にある国家も海洋環境に影響を及ぼす問題を扱う際には援助を必要とする事態も生ずる。このことは、次の海洋環境原則二十三によって考慮に入れられていた。

「国は、いかなる起源の海洋汚染に対する行動においても、相互に自己の能力の最善を尽して援助しなければならない」。

この一般原則は、海洋法会議が採択する条約の中に反映されなければならない。その実際上の実施は、しかし、共通利益の海域のための共同計画 (joint contingency plan) のような二面的・地域的取極めの作成が必要である。

二 総合的海洋汚染条約のためのカナダの暫定草案

さて、総合的アプローチを提唱したカナダは、一九七三年の春会期に、三月九日付の文書 (A/AC. 138/SC. III/L. 28) で、海底平和利用委員会第三小委員会に対して、総合的海洋汚染条約のための条項草案 (Draft articles for a comprehensive marine pollution convention) を提出した。この草案は、カナダ代表団が断っていることだが、審議用にのみ提出されたものであって、必ずしもカナダ政府の最終的な見解を反映しているものとは言えない。しかし、一つの方向性を示すものとして十分に傾聴に値いするものであるので、以下に訳出しておこう。すでに、部分的にはコメントを付して置いたように、この条約案の中には国連人間環境会議の宣言の文言や昨秋ロンドンで採択された海洋投棄条約やIMCOの介入権条約等の中に見られる文言が随所に挿入されている。本稿では煩雑さを避けるため一々の指摘は避けることにした。⁽¹⁾

前 文

本条約の締約国は、

海洋環境とそれが維持するすべての生物体系は人類にとって死活的重要性があり、またすべての人々はこの環境がその質、資源ともに害されないように管理されることを確保する点に利益を有していることを確信し、

沿岸諸国は沿岸地域の資源の管理に特別の利益を有していることを確信し、

海洋環境保全に関するカナダ案について

廃棄物を同化し、これを無害化する海の能力 (capacity) と天然資源を再生する海の能力 (ability) とは無限ではないこと、ならびに、海洋 (the oceans and seas) 汚染を防止し、取締る措置は海洋とその天然資源の管理の不可欠な要素とみなさるべきであることを承認し、

諸国家は、自国の環境政策に従って自国の資源を開発する主権的権利と、自国の管轄または支配下の活動が他の国家の環境または自国家の管轄の限界を越える地域の環境に害を引き起こさないよう確保すべき責任とを、国連憲章と国際法の諸原則に従って、有していることを承認し、

海洋汚染は、大気を通じての排出または河川、入江、排水口およびパイプラインからの排出を含む多くの汚染源ならびに投棄から発生していること、ならびに、諸国家がこうした汚染を防止する実行可能な最善の手段を用いることが重要であることに留意し、

海洋環境の保護と保全に関する現行の国際協定、世界的および地域的段階でのこの分野の新たな協定作成の必要、ならびに特に、これらの協定が関連国内措置とともに、海洋環境の保護と保全とに対する実効的総合的アプローチを含んでいることを確保する必要を考慮に入れながら、海洋環境を保護すべき諸国家の責務は、適切な取締り措置 (control measures) の作成、実施および強制による海洋汚染防止のための実効的行動を、個別的にもしくは共同的に、要求していることを確信し、

次の通り協定した。

第一条（基本的義務）

国家は海洋環境を保護し、かつ保全する義務を有する。

第二条（汚染防止措置）

1 国家は、人間の健康に危険を生じ、生物資源と海洋生活を害し、快適さを傷つけ、またはその他の海洋環境の正当な利用を妨害しやすい物質その他の物（Substances or other matter）による海洋環境の汚染を防止する措置を、個別的にまたは適切な場合には共同して、執らなければならない。殊に、国家は、自国の管轄または支配下の活動が海洋環境の汚染によって、他の国家の環境を含めて他の国家に損害を引き起さないよう確保すべき措置を、自国の能力の及ぶ限り、執らなければならない。こうした措置には次の措置が含まねばならない。

(a) 自国の管轄内のすべての汚染源、殊に陸起源の汚染源（land-based sources）からの前述の物質その他の物の放出をコントロールする措置

(b) 有毒または危険物質は、特にこれらが持続性物質の場合は、大量または濃縮した放出が汚染の原因とはならないことを証明するまで最大限可能な限度まで、その放出を最少限にする措置

(c) 次のものを含む合意された国際標準に従った海上の事故の防止と運航の安全のための措置

(i) 船舶殊に、事故によって放出された場合海洋環境の汚染の原因となると思われる特性または性質の物質の運搬に携わる船舶の設計、艤装、運航および管理

(ii) 海底の天然資源の探査または開発のための設備および装置またはその他の海洋環境の中で運航されてい

海洋環境保全に関するカナダ案について

る設備および装置の設計、艀装、運航および管理

2 国家は、この条約上の義務に従って措置を執るにあたって、次のものを考慮にいれなければならない。

(a) 海洋環境を保護し、かつ保全することを目的としたまたはその効果をねらったあらゆる国際条約

(b) 関連する原則、標準、勧告、手続、指針、基準（水質基準を含む）および権限ある国際機構が提案した行動計画

第三条（措置の発展）

国家は、世界的および適切な場合には地域の規模で、直接にまたは権限ある国際機関を通して、協力し、海洋環境の汚染防止目的の条約、規則、原則、標準、勧告、手続、指針、基準（水質基準を含む）および行動計画を作成し、かつ実施しなければならない。

第四条（特別措置）

1 この条約のいかなる規定も、国家が環境保護水域（environmental protection zones）（その最大限界は決定されるべきである）を含む自国家の管轄限界内で、次の場合に、第一条の義務を果たすのに必要と思われる措置を執るのを妨げるものと解釈することはできない。

(a) この条約が意図する国際的に合意された措置の設定と実施まで、または

(b) いずれかの国際的に合意された措置の設定または実施ののち、こうした措置がこの条約の目標を達成できないか、もしくは地方的地理的かつ生態学的特性に照らして他の措置が必要である場合

2 この条に従って執られた措置は、この条約の目標の厳格な限界内に留まっていなければならない、かつ、適用に際し差別的であってはならない。

第五条（国際的プログラム）

国家は、汚染源、経路、汚染度および危険度の評価のための知識を獲得するための国際的プログラムを積極的に支持し、かつこれに貢献しなければならない、またそうする位置にある諸国家は、経済的・技術的発達にかかわらずこうしたプログラムへの国家の広範な参加を容易にするため教育的・技術的その他の形の援助を提供しなければならない。

第六条（モニタリング）

1 汚染の原因となると思われる物質その他の物の海洋環境への放出の結果を生み出す活動を許可し、またはこれに従事する国家は、第二条で言及する有害な影響を殊に顧慮して、こうした活動の海洋環境に対する影響を決定する措置で、他の国家の権利と相容れるものを執らなければならない。

2 海洋環境への物質その他の放出の結果を生み出す活動に関するデータおよび情報、有害な影響を決定するのに執られた措置、ならびにこうした有害な影響を最小にし、または除去するのに採られた措置または手続は広く普及させられなければならない。

第七条（損害賠償）

1 国家は、自国に帰属される海洋環境汚染により他の国家の管轄下の地域（他の国家の環境を含む）内で、ま

海洋環境保全に関するカナダ案について

たはこれに対して生じた損害に対して責任があり、また国家は、損害の評価、責任の決定、賠償の支払および関連紛争の解決のための手続に関する国際法の発展に協力しなければならない。

2 (a) 他の国家に帰責されることはないが、当該国家の管轄下にある人によって引き起こされた海洋環境の汚染によりある国家の管轄下の地域（同国の環境を含む）内で、またはこれに対して生じた損害について、国家は、自国の管轄下にある人によって引き起こされた海洋環境汚染の犠牲者のために衡平な賠償を確保する観点で訴訟手段（recourse）を提供することを約束する。この手段には、損害の評価、責任の決定および賠償の支払のための手続が含まれる。

(b) 国内的救済の完了のちにまたはこのような手続が利用可能でない場合には、損害を受けた当事者の国家は、問題の損害に責任のある人または人々に管轄を有する国家に対して、生じた損害に対する請求を提出することができる。交渉によって請求の解決に達しなかった場合には、関係諸国家は、そのいずれかの要求により、合意によってまたはそれはそれらが任命した第三者によって決定される手続に従って請求を仲裁または裁判に付託しなければならない。

3 海洋環境の汚染により国家の管轄の限界を越えた地域内で、またはこれに対して生じた損害について、国家は、損害の評価、責任の決定、賠償の支払および関連紛争の解決のための手続に関する国際法の発展に協力することを約束する。

第八条（要求の提出）

国家の管轄の限界を越えた地域で海洋環境の汚染によって引き起こされた損害の場合、国家または国家集団は、いずれかの権限ある国際機構または機関またはその他と協力して、こうした汚染の原因となる諸活動がその管轄または支配下で行なわれた国家に対して、外交経路を通じて、こうした活動の停止または終了および損害を受けた環境の復元のための要求を提出することができる。

第九条（最小化）

海洋環境が損害を受ける差し迫った危険にあるか、または汚染によって損害を受けた状況を知るに至った国家は、こうした損害によって影響を受けると思われる他の国家に通告しなければならない。またこれらの国家は損害を最小にする措置を執るにあたって協力しなければならない。

第一〇条（強制）

1 国家は、自国家の管轄の限界（自国の領海に接する環境保護水域を含む。ただしこの条約のための最大限界はこの条約の中で決定され、かつ表現されるべきである）内での海洋環境の保護と保全のためにこの条約に従って採る措置を実施することができる。

2 ある国家に登録された船舶または航空機が他の国家の国家管轄の限界（環境保護水域を含む）内の地域にある場合は、登録国は、こうした地域での海洋環境の保護と保全のためにこの条約に従って採った措置に従った行動をとる（ensure compliance with the measures）責務をも持たなければならない。

3 国家は、次のものに関して海洋環境の保護と保全のためこの条約に従って採った措置を実施しなければならない
海洋環境保全に関するカナダ案について

ない。

(a) 国家の管轄の限界を越えて運航される自国領域で登録された船舶および航空機。

(b) 人造の構築物または海洋施設が国家の権威と支配下にある場合海底に対する国家の管轄の限界を越えた地域で運航されるこうした構築物または海洋施設（ただし、設立されるべき国際的海底制度に従って）。

第十一条（介入権）

1 国家の管轄の限界を越えた地域での事故またはこうした事故に関連する行為に続いて起こる汚染または汚染の脅威から生じる重大かつ急迫した危険（grave and imminent danger）で、大規模な結果（major consequences）をもたらすものと合理的に予測されうるような危険に直面する国家は、こうした危険を防止し、軽減し、または除去するために必要な措置を執ることができる。

2 この条に従って執られる措置は、関係国を脅かす危険と均衡がとられていなければならないし、また第一項で言及された目標を達成するために合理的に必要なものを越えてはならない。

第十二条（主権免除）

この条約は、国際法上主権免除の権利を有する船舶および航空機には適用されない。ただし、国家は、国家が所有した運航する船舶および航空機がこの条約の目的（object and purpose）に合致して行動するよう、適切な措置の採択によって、確保しなければならない。

第十三条（紛争の解決）

この条約の解釈または適用に関して紛争が生じた場合には、関係諸国家は、こうした紛争が交渉によって解決しなかったとき、そのいずれかの要求により、合意によってまたは関係諸国家間の合意により任命された第三者によって決定される手続に従って、請求を仲裁に付託しなければならない。

(1) このカナダ案は、前述した(本文二二三頁)第三小委員会の中に設置された「第二作業部会」Working Group 2 の議長 ホセ・L・ヴァラルタの覚書(A/AC.138/SC. III/L. 39, 6 April 1973)によれば、¹ オーストラリア作業文書(A/AC.138/SC. III/L. 27, 6 March 1973, Working paper on Preservation of the Marine Environment)²、³ ニュージーランド案(A/AC.138/SC. III/L. 32, 15 March 1973, draft articles for a convention on general principles for the preservation of the marine environment)⁴、⁵ トンガ案(A/AC.138/SC. III/L. 33, 16 March 1973, Draft articles on the preservation of the marine environment (including *inter alia* the prevention of pollution) and *et cetera*)⁶、⁷ 第二作業部会が討議した⁸ 条約草案作成の際に多くに利用された⁹ ことである(Cf. Annex of A/AC.138/SC. III/L. 39)。